

入管法改悪に反対する「教会共同声明」への賛同のお願い

マイノリティ宣教センター（CMIM）

主の平和

2月19日に閣議決定され、今国会で4月から審議される入管法改定案について、すでに市民団体や各地の弁護士会が反対声明を出し、反対署名が呼びかけられています。

私たちは、別紙の教会共同声明（案）を作成しました。今回の政府改定案は、難民認定率0.25%という現在の難民認定制度を改善するのではなく、難民申請者の強制送還を容易にする改悪案です。私たちは、政府改定案にある難民申請回数の制限や強制送還拒否罪・仮放免逃亡罪、監理措置の新設に反対し、日本の難民認定制度の抜本的改正を求めます。

●お願い1●

この「教会共同声明」に対する各教派・団体、あるいは各教区、個教会、関係委員会での賛同をお願いします。3月末までに、団体名と英語表記をCMIMにご連絡ください（info@cmim.jp）。

●お願い2●

日本の諸教会による共同声明を、CMIMから、2015年の第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議に参加されたWCCなど海外の諸教会に賛同を呼びかけます。そして4月中旬、日本と海外の諸教会の連名による「教会共同声明」として、日本政府と国会に提出します。ぜひ貴教派・団体からも、海外のパートナー教会・団体に賛同を呼びかけてください。海外教会の賛同は、4月15日までに、CMIMにご連絡ください。

●お願い3●

すでに「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」と「カトリック難民移住移動者委員会（J-CARM）」から全国の教会に、「入管法反対」オンラインセミナーの開催を呼びかけています（別紙の参考資料2）。3月～4月、各教派・団体、あるいは教区、個教会、関係委員会でセミナーを開催し、いま日本で、日本人のほとんどが知らないところで進行している過酷な現実を、一人でも多くの教会員に知らせてください。

皆様方の祈りを合わせて、難民申請者・超過滞在者たちの命と願いを守っていきましょう。

<連絡先>マイノリティ宣教センター（CMIM） E-mail:info@cmim.jp

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教会館52号
電話(03)6288-0509

“Open Japan’s Gate for All”

すべての人に、日本の扉を開けてください

～難民申請者を追放する「出入国管理及び難民認定法」の改悪に反対する教会共同声明～

いま日本で生活している外国人（外国籍住民）は、日本の植民地支配に起因する在日コリアンをはじめ、1990年代を前後して急増した移住労働者や国際結婚移住女性、留学生や技能実習生など、300万人を超えます。

日本の教会とキリスト者は、これまで外国人の人権保障と共生社会をめざして、NGOや弁護士団体と共に、外国人住民基本法と人種差別撤廃基本法の制定を、日本政府と国会に求めてきました。また昨年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックにあって、政府から支援を受けられない難民申請者（約1万人）や超過滞在者（約8万人）の窮状を救う活動をしてきました。

彼ら彼女らは、本国で迫害を受けて来日して難民申請をしましたが、難民として認定されず超過滞在となった人びとです。また、在留資格を失い入管施設に収容され、そこから仮放免されても、働くことが禁止され、住民登録がないため健康保険に入れず、困窮している人びとです。しかもコロナ感染拡大によって、家族も親族も同国出身者たちも失職して、仮放免者や超過滞在者たちを支えることができないという過酷な状況が現出し、今後、より深刻化することが予想されます。

ところが、日本政府は今年2月19日、このような人びとの窮状を放置したまま、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改定案を閣議決定し、国会に提出しました。

まず私たちが確認しなければならないことは、日本の難民受け入れ率は著しく低く、他国では認められるケースの難民申請が不認定とされている「難民鎖国：日本」の現実です（巻末の表1・表2）。このことは、国際社会の中でも劣悪な現状です。

今回の政府案は、閉鎖的、排他的現状を改善するものとはほど遠く、次のような制度を設けようとしています。

a. 難民申請の回数を2回までと限定

この新制度は、難民認定率が1%にも満たない日本の難民認定制度に問題があります。

申請回数を制限して難民申請3回目以降は強制送還とする政府改定案は、「庇護・在留を認めるべき者を適切に保護する」としたノン・ルフールマン原則、すなわち難民を、生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放、または送還してはならないとする国際的原則（難民条約第33条）に、明らかに違反します。

b. 退去強制を拒否する難民申請者・超過滞在者に対して「強制送還拒否罪」

この10年間で、強制退去命令を受けた外国人のうち97%が出身国などに帰国しましたが、残り3%の外国人（約3,000人）は帰国を拒否しています。難民申請者は、迫害を受けた出身国に帰国できないが故に帰国を拒否し、難民申請をするのです。また超過滞在者の多くは、長年日本で働き、家族を形成し、日本で生まれ育った子どもたちがいます。

それにもかかわらず、強制退去命令という「行政罰」に加えて、新たに「刑事罰」を設けることは、刑

事手続きで刑務所に送り、それが終わると入管施設に送り、そこでまた帰国を拒否すれば刑事手続きに付す、という悪循環を難民申請者・超過滞在者に強いるものであり、非人道的な加重の懲罰制度です。

c. 入管施設での長期収容の代替措置として、「監理措置」と「仮放免逃亡罪」

在留資格を失った外国人に対する現在の入管収容制度は、司法審査がなく、全件収容主義であり、収容期間が無期限です。入管収容施設では、家族や友人との面会は30分ほどの時間制限がつき、持病があっても許可がなければ病院に通院することもできません。そのため、収容者の病死、ハンスト、餓死が続いています。

このような難民申請者・超過滞在者の長期収容に対しては、国連の拷問等禁止委員会が2007年と2013年に、自由権規約委員会が2014年に、人種差別撤廃委員会は2018年に懸念を表明し、日本政府へ是正勧告を出しています。

そして国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会は2020年8月22日、「日本においては庇護申請をしている個人に対して差別的な対応をとることが常態化している」として、収容期間が無期限であることなどは、日本が加盟している自由権規約第9条1項（恣意的な拘禁の禁止）に違反し、また、入管収容について司法審査が定められていないことは、自由権規約第9条4項（自由を奪われた者が裁判所で救済を受ける権利）に違反し、「法的根拠を欠く恣意的な拘禁に当たる」という意見書を採択しました。

日本政府の改定案は、こうした国際人権機関の懸念と勧告をまったく無視するものです。政府改定案では、司法審査も収容期間の上限も設けず、仮放免における保証人制度をより厳しく「監理措置」制度に移行させ、その上、「逃亡罪」を新設するというものです。

これらの新制度は、難民申請を続け、かろうじて強制送還を免れ、何とか生きのびてきた人びとを、これまで以上に身体的、精神的に追い詰め、締め出そうとするものです。問題の根本的解決は、「難民申請者・超過滞在者に対する退去強制手続きの適正化」（日本政府案）ではなく、「難民として保護すべき制度の適正化」（難民条約）にあるのです。

まず、難民認定率が1%にも満たない日本の難民認定制度は、国際人権基準に沿った制度に抜本的に改正されるべきです。また超過滞在者は、日本で安心して生活できる在留資格が保障されるべきです。

「寄留者を虐待したり、圧迫してはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである」

（出エジプト記22章20節）。

「実に、キリストはわたしたちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、規則と戒律づくめの律法を廃棄されました」

（エフェソの信徒への手紙2章14、15節前半）。

2021年3月31日

【日本の教会・キリスト教団体】

マイノリティ宣教センター

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

.....

【海外の教会】

.....

●「教会共同声明」の注記●

<表1>G7各国の難民認定数:2018年

国名	難民認定／ 不許可決定数	難民認定者数 (認定率)	人口10万人 あたりの 難民認定数	補完的 保護者数
ドイツ	245,677 人	56,583 人(23.0%)	68 人	48,961 人
アメリカ	99,394 人	35,198 人(35.4%)	11 人	—
フランス	151,030 人	29,035 人(19.2%)	45 人	17,917 人
カナダ	29,909 人	16,875 人(56.4%)	46 人	—
イギリス	37,062 人	12,027 人(32.5%)	18 人	2,451 人
イタリア	95,202 人	6,488 人(6.8%)	11 人	24,172 人
日本	16,596 人	42 人(0.25%)	0.03 人	40 人

【出典】鈴木雅子「難民を拒絶する国、ニッポン」『Mネット』第210号

*国連難民高等弁務官事務所資料・国連人口部資料から作成

<表2>難民認定者の「上位5カ国」出身国別内訳:2018年

認定者の出身国	全世界の認定状況		日本の認定状況	
	難民認定数 (認定率)	補完的保護数	難民認定数	補完的保護数
イラン	13,983 人(34%)	812 人	0	0
スリランカ	2,378 人(16%)	326 人	0	0
トルコ	9,020 人(35%)	511 人	0	0
ナイジェリア	4,285 人(7%)	4,967 人	0	0
ミャンマー	21,339 人(58%)	0 人	0	0
<総計>	51,005 人	6,616 人		

【出典】国連難民高等弁務官事務所資料

参考資料1 教会共同声明（日本語版）のキーワード

●外国人（外国籍住民）

- ①日本の植民地支配に起因する在日コリアンと在日台湾人の「特別永住者」309,282人(2020年6月末現在)
 - ②3か月を超える在留資格と在留資格をもつ「中長期在留者」2,576,622人(同)
 - ③在留資格を失い住民票がない「超過滞在者」82,616人(2020年7月1日現在)
- ・法務省は、上記①と②を総称して「在留外国人」とし、③を「不法残留者」としている。
 - ・上記の他、在留期間が90日以内のため住民登録ができない「短期滞在者」35,546人や、在留資格「特定活動」が認められたものの、その在留期間が1~3か月のため、住民登録ができない「特定活動」14,912人が、コロナ感染拡大による空港封鎖によって帰国困難となり、また特別定額給付金などの生活支援も受けられない困窮状態に陥った。

●難民鎖国：日本

- ・上記<表1><表2>を参照。
- ・国連の自由権規約委員会は2008年、「申請の数との関連で難民認定の割合が低いままであることに懸念を有する」と表明。また、人種差別撤廃委員会は2018年、「締約国の極めて低い難民認定率(11,000件の申請のうち19件)に、懸念を表明」。

●難民申請者

- ・本国で迫害を受けて来日し、「短期滞在」などの在留資格を持っている間に難民申請をすると、通常、「特定活動/2か月」⇒「特定活動/3か月」⇒「特定活動/3か月」と更新され、8か月後の3回目の更新時に「特定活動/6か月」が付与され、住民登録ができる。
- ・しかし、難民認定が不許可となった場合、在留資格も住民登録も奪われ、非正規滞在者とされる。
- ・上記の他に、「一時庇護許可/仮滞在許可」制度があるが、2018年の許可数は2人/38人というように、ごく僅かであり、制度自体が機能していない。
- ・在留資格を失うと、入管施設に強制収容される。

●入管収容施設に強制収容されている人びと

- ・全国17か所にある収容施設で、2019年12月末現在、収容されている外国人は1,054人。しかしコロナ感染拡大によって、三密となった入管施設から「仮放免」が続き、2020年12月末現在、収容されている外国人は346人(前年より708人減)。

参考資料2 オンラインセミナー開催の呼びかけ

3月～4月、各教会／各教区／各教派・団体の関係委員会で
「難民と共に生きる」教会オンラインセミナーを開いてください

◇目的：①各教区や各教会において、難民申請者・非正規滞在外国人の置かれている状況、入管法改定について伝え、関心を喚起する。

②自分たちができること、アクションについて話し合い、始めてみる。

③「改悪入管法」反対緊急署名を広くよびかける。

◇時間：1時間半～2時間程度

◇開催方法：①開催日程とオンライン会場を決め、J-CaRM か外キ協の事務局に連絡。

②J-CaRM から、事前に、映像資料とテキスト(PDF)を送付。

③J-CaRM あるいは外キ協事務局から、セミナー当日、ファシリテーターを派遣。

◆セミナーの広報、参加申し込みの集約、申込者との連絡、当日のZOOM設定などは、主催する教会/教区/委員会に担当してもらいますが、技術的に困難な場合は J-CaRM あるいは外キ協事務局がサポートします。

セミナー(2時間)の開催例

①導入(5分～10分)

- ・お祈り
- ・主旨説明:セミナー(学習会、集まり)のゴール(目標)を参加者で共有する
- ・自己紹介、ブレインストーミング

②日本の難民・非正規滞在者の状況・入管法改定について

(以下のビデオ視聴と補足説明をあわせて 50分～80分程度)

- ・ビデオ視聴(以下から組み合わせて選択する)(40分～70分)
 - a. 駒井弁護士講演(改定入管法案の背景・内容、40分)
 - b. 改定入管法案 Q&A (重要なポイントの解説と教会としてのかかわり、20分)
 - c. d. 当事者の発言(c 初さん 10分・d デニスさん 20分)
- *組み合わせの例としては、a+d で 60分、a+b+c で 70分など

③ファシリテーター(進行役)による補足説明、

「人間の大地で、今」などのテキスト共有(10分程度)

*テキストでは、キリスト者として、この問題にかかわるべき理由、根拠を認識する

④分かち合い・まとめ(40分～50分)

- ・グループで話し合う(ビデオを見て何を感じたか、率直な疑問と意見など)。(20分～30分)
- ・グループでの意見交換を全体で共有する。(20分)
- もし、具体的な行動や活動が出されたら、まとめて記録しておく。「自分たちにできること」について意見を出し合い、地区単位、教派・団体単位でできることをはじめてみる。

<問い合わせ先>日本カトリック難民移住移動者委員会(J-CaRM)事務局

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

Eメール: jcarm@cbcj.catholic.jp / 電話: 03-5632-4441

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)事務局

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号

Eメール: raik@kcci.jp / 電話: 090-7252-2002(佐藤)